

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月14日
【四半期会計期間】	第32期第1四半期（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社アルプス技研
【英訳名】	Altech Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 牛嶋 素一
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
【電話番号】	045 - 640 - 3700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 石井 忠雄
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
【電話番号】	045 - 640 - 3700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 石井 忠雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第31期 第1四半期連結 累計期間	第32期 第1四半期連結 累計期間	第31期
会計期間	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成24年1月1日 至平成24年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年12月31日
売上高(千円)	4,306,702	4,350,840	16,910,888
経常利益(千円)	260,934	329,751	891,131
四半期(当期)純利益(千円)	159,075	186,039	691,529
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	150,598	244,477	653,838
純資産額(千円)	7,884,885	8,164,917	8,388,068
総資産額(千円)	10,940,914	11,582,738	11,220,947
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	14.32	16.95	62.24
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	72.0	70.4	74.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

4. 第31期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日～平成24年3月31日）におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から緩やかに持ち直しつつあるものの、欧州の債務危機や、原油価格の高騰等、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要顧客である自動車関連企業におきましては、新興国及びエコカー需要を背景に、生産台数が回復し、好調に推移しております。また、電機、精密機械メーカーなど大手製造業各社においては、円高の進行にやや歯止めがかかり、さらにタイの洪水の影響が一巡したことで、生産量や設備投資に回復の兆しが見えております。一方、一部家電メーカーでは、不採算事業の見直しが急がれております。

このような環境の下、当社グループでは、契約単価の改善を柱とした営業施策を実施するとともに、高度技術領域に対応した教育訓練を実施してまいりました。また、採用部門を強化することで、優秀な技術者の確保に注力いたしました。さらに、平成24年2月には、京都営業所を開設し、京都・滋賀地区の優良顧客との取引拡大に向けた取り組みを強化いたしました。

以上により、売上高は、43億50百万円（前年同期比1.0%増）となりました。また、稼働工数の増加ならびに契約単価の改善により、営業利益は3億16百万円（同68.6%増）、経常利益は3億29百万円（同26.4%増）となり、前年同期に比して増益となりました。その結果、四半期純利益は、1億86百万円（同17.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

アウトソーシングサービス事業

当社の主要事業であるアウトソーシングサービス事業におきましては、契約単価の改善を柱とした営業施策及び採用の強化に注力いたしました。その結果、中核である常用雇用型技術者派遣の稼働率は平均95.8%の高水準で推移し、期中平均の契約単価も前年同期比で7.5%増となりました。

以上により、当第1四半期連結累計期間における売上高は41億74百万円（同4.7%増）、営業利益は3億24百万円（同83.4%増）となりました。

介護事業

介護事業におきましては、入居者ならびにご家族の方々に選ばれる付加価値の高いサービスの提供に努めるとともに、営業強化に取り組んでまいりましたが、入居者数は一時的に前年同期比で下振れとなりました。

以上により、当第1四半期連結累計期間における売上高は81百万円（同11.9%減）、営業損失は3百万円となりました。

グローバル事業

グローバル事業におきましては、液晶パネル等の生産設備の据付調整業務の設備投資が一巡したため、大型工事案件が減少いたしました。このような環境の下、工程事業で培ったノウハウを生かし、環境エネルギー分野やメンテナンス事業の拡大に注力し、新規顧客の開拓及び技術力の向上に努めました。

以上により、当第1四半期連結累計期間における売上高は95百万円（同58.4%減）、営業損失は5百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

当社は、平成22年2月10日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)の継続を決定し、平成22年3月25日開催の当社第29回定時株主総会において、当社の企業価値の向上、株主共同の利益確保・向上のための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

基本方針の内容

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、技術者派遣企業として、成長を継続し企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、買付の目的や買付後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要とする期間を与えることなく行われるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすもの等が想定されます。

このような大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は買収防衛策を導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

基本方針の実現に資する取組み

ア. 企業価値向上のための取組み

当社は、投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取組みとして、次の施策を実施しています。これらの取組みは、基本方針の実現に資すると考えております。

「5カ年計画による企業価値向上への取組み」

当社は、昭和43年創業以来、社会や企業の発展も技術開発も、人と人の心のつながりが基本であるとの意味をこめた、「Heart to Heart」の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、製造業のイコールパートナーを目指し日本の製造業の発展を支える技術者派遣企業として成長してまいりました。

(ア) 第9次5カ年計画(平成20年7月～平成25年6月)の要旨は、次のとおりであります。

第8次5カ年計画の企業価値(事業価値・社会価値・人間価値)の向上を継承しつつ、顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築により事業規模の拡大を図るとともに、ライフキャリアプランに基づいた技術者の支援及び教育研修を充実させることによって高度技術者の育成に努めてまいります。また、社会・経済環境の変化にフレキシブルかつスピーディーに対応できる組織経営力の強化を進め、これらの実現によって経営品質の向上を図り、グループの総合力を発揮しエンジニアリングアウトソーシング業界におけるリーディングカンパニーとなることを目指してまいります。

・ 顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築

顧客の多様化するニーズに対応するため、高度な技術と信頼・安心を提供し、顧客との強固かつ広範なパートナーシップを構築してまいります。また、ソリューション提案力の強化を図るとともに、優秀な人材を確保し顧客の開発戦略を支え、顧客の事業拡大・事業再編やグローバル展開を支援するため、技術支援サービスや人材ビジネスを積極的に推進してまいります。

・ ライフキャリアプランによる高度技術者の育成

技術者が、自らの技術力を向上させ、自律的キャリアデザインを描けるよう、技術力や経験を踏まえた教育・人事・ローテーションが一体となったライフキャリアサポートを実施してまいります。特に、技術者教育に関しては、自社教育システムと併せ専門教育機関との連携による教育研修体制を充実させ、また、請負・受託・モノづくり部門の技術的蓄積を活用した専門技術者集団の育成を図り、更には、新たなキャリアプランの形成及び新規事業創出に向けた社内ベンチャー制度の構築を図ってまいります。

・ 組織経営力の確立

持続的な成長発展を目指すために、価値創造の源泉である現場に対する支援及び人材育成を強化するとともに、リーディングカンパニーとしての社会的信頼に応えるため、効率的かつ効果的な内部管理体制（コンプライアンスや内部統制など）の構築を図り、また、グループの事業領域の拡大や国際化の進展に対応した経営管理体制の確立を推進してまいります。

第9次5カ年計画に基づいて、当社グループの企業価値を高めるため、「採用力の強化による優れた人材の確保」、「技術者育成支援システムの導入・実施」、「教育研修の充実による技術力・人間力の向上」について具体的に推進し、顧客の量的・質的ご要望にお応えするとともに、技術者と顧客の最適な組み合わせによる高付加価値サービスの提供を進めております。

(イ) コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益向上への取組み

当社は、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また、独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により、取締役会の意思決定・監督機能の強化を図っております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

イ. 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組み

当社は、平成22年3月25日開催の定時株主総会において、株主の皆様の承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)として買収防衛策を継続いたしました。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する独立委員会は、外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示・検証、必要に応じて買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施)を取締役に勧告いたします。また、独立委員会は新株予約権の無償割当てを実施することについて、株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

なお、独立委員会が対抗策の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。なお、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

本プランが発動されることとなった場合、当社は買付者等による権利行使は認められないとの行使条件と当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点の全ての株主様に対して無償割当ていたします。

当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと。

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

ア. 株主意思の反映

本プランは、平成22年3月25日開催の当社定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期間(3年)満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

イ. 独立性の高い社外監査役及び社外有識者の判断の重視と情報開示

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めて独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

ウ. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないといわれる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,000,000
計	39,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,248,489	11,248,489	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であり ます。
計	11,248,489	11,248,489	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年1月1日～ 平成24年3月31日	-	11,248,489	-	2,347,163	-	2,784,651

(6)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、筆頭株主であります松井利夫氏は、平成24年2月17日付で当社が実施した自己株式買付に対応し、所有している当社株式の一部200,000株を売却したことにより、異動後において919,513株となりました。その結果、平成23年12月31日現在の株主名簿にあてはめると、松井利夫氏は第2位となり、有限会社松井経営研究所が筆頭株主となりますが、当社として当第1四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 137,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,056,800	110,568	-
単元未満株式	普通株式 53,889	-	-
発行済株式総数	11,248,489	-	-
総株主の議決権	-	110,568	-

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が3,000株(議決権30個)が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アルプス技研	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号	137,800	-	137,800	1.23
計	-	137,800	-	137,800	1.23

(注) 平成24年2月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び取得方法について決議し、平成24年2月17日付で自己株式200,000株を取得した結果、当第1四半期会計期間末において当社が保有する自己株式は単元未満株式を含め337,889株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,916,533	4,053,858
受取手形及び売掛金	2,406,303	2,624,206
仕掛品	235,333	240,893
原材料及び貯蔵品	1,594	1,594
繰延税金資産	215,471	413,353
その他	456,678	252,011
貸倒引当金	63,184	63,702
流動資産合計	7,168,731	7,522,216
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,277,960	2,291,091
減価償却累計額	1,102,100	1,126,818
建物及び構築物(純額)	1,175,859	1,164,272
土地	1,518,321	1,531,224
その他	412,184	415,456
減価償却累計額	337,691	344,793
その他(純額)	74,493	70,662
有形固定資産合計	2,768,674	2,766,159
無形固定資産	100,266	95,337
投資その他の資産		
投資有価証券	327,793	374,040
繰延税金資産	172,429	164,068
その他	893,326	859,103
減価償却累計額	210,074	198,021
その他(純額)	683,251	661,082
貸倒引当金	200	166
投資その他の資産合計	1,183,274	1,199,025
固定資産合計	4,052,215	4,060,521
資産合計	11,220,947	11,582,738

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	59,969	48,001
短期借入金	650,000	650,000
未払法人税等	-	142,140
未払金	579,775	564,046
賞与引当金	409,349	783,885
役員賞与引当金	2,262	3,750
その他	770,551	868,721
流動負債合計	2,471,909	3,060,544
固定負債		
退職給付引当金	304,099	302,971
役員退職慰労引当金	4,878	4,236
その他	51,991	50,068
固定負債合計	360,969	357,276
負債合計	2,832,878	3,417,820
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,347,163	2,347,163
資本剰余金	2,785,329	2,785,329
利益剰余金	3,377,524	3,219,136
自己株式	67,295	190,495
株主資本合計	8,442,721	8,161,133
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,464	39,077
為替換算調整勘定	64,990	45,096
その他の包括利益累計額合計	63,526	6,019
少数株主持分	8,872	9,803
純資産合計	8,388,068	8,164,917
負債純資産合計	11,220,947	11,582,738

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 3月 31日)
売上高	4,306,702	4,350,840
売上原価	3,323,096	3,179,307
売上総利益	983,606	1,171,533
販売費及び一般管理費	795,861	854,982
営業利益	187,744	316,550
営業外収益		
受取利息	702	671
受取配当金	100	100
助成金収入	59,211	3,873
受取賃貸料	9,273	12,474
その他	27,137	7,075
営業外収益合計	96,425	24,195
営業外費用		
支払利息	969	954
支払手数料	9,551	-
為替差損	142	2,547
その他	12,571	7,492
営業外費用合計	23,235	10,993
経常利益	260,934	329,751
特別利益		
寄付金収入	-	2,000
退職給付引当金戻入額	11,315	-
特別利益合計	11,315	2,000
特別損失		
固定資産除却損	75	803
投資有価証券評価損	2,877	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	590	-
特別損失合計	3,543	803
税金等調整前四半期純利益	268,706	330,947
法人税、住民税及び事業税	246,633	342,198
法人税等調整額	137,720	197,477
法人税等合計	108,913	144,721
少数株主損益調整前四半期純利益	159,792	186,226
少数株主利益	717	186
四半期純利益	159,075	186,039

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	159,792	186,226
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13,269	37,612
為替換算調整勘定	4,075	20,639
その他の包括利益合計	9,194	58,251
四半期包括利益	150,598	244,477
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	149,788	243,546
少数株主に係る四半期包括利益	809	930

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しておりません。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
減価償却費 43,016千円	減価償却費 41,728千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月25日 定時株主総会	普通株式	311,101	28	平成22年12月31日	平成23年3月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月23日 定時株主総会	普通株式	344,428	31	平成23年12月31日	平成24年3月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	アウトソーシング サービス事業	介護事業	グローバル 事業	
売上高				
外部顧客への売上高	3,985,391	92,456	228,854	4,306,702
セグメント間の内部売上高 又は振替高	194	2,058	-	2,252
計	3,985,586	94,514	228,854	4,308,955
セグメント利益	177,143	4,913	6,027	188,085

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	188,085
セグメント間取引消去	341
四半期連結損益計算書の営業利益	187,744

当第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	アウトソーシング サービス事業	介護事業	グローバル 事業	
売上高				
外部顧客への売上高	4,174,145	81,495	95,199	4,350,840
セグメント間の内部売上高 又は振替高	219	-	2,597	2,817
計	4,174,365	81,495	97,797	4,353,657
セグメント利益	324,848	3,145	5,701	316,001

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	316,001
セグメント間取引消去	549
四半期連結損益計算書の営業利益	316,550

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	14円32銭	16円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	159,075	186,039
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	159,075	186,039
普通株式の期中平均株式数(株)	11,110,687	10,978,732

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月10日

株式会社アルプス技研
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大高 俊幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 努 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルプス技研の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルプス技研及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。